

子育て支援パッケージの取り組みを進めています！

10月1日
から

こども医療費助成の対象を18歳までに拡大し、 所得制限も撤廃します

助成を受けるためには早めの**申請**を！

「乳幼児等医療費」から
「こども医療費」へ
名称が変わります。

拡大の内容

	対象年齢	一部負担金	所得制限
9月30日まで	入院・通院ともに0歳～15歳	医療機関ごとに1日500円 ※通院月4日・入院月14日まで。	あり
10月1日から	入院・通院ともに0歳～ 18歳	医療機関ごとに1日500円 ※通院月4日・入院月14日まで。	なし

申請が必要な人

府中市に住民登録のある平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれの人や所得制限により対象となっていない人など

※ひとり親家庭医療費、重度心身障害者医療費、生活保護を受給中の子どもは対象外です。また、保護者の扶養を外れている、結婚をしているなど、対象とならない場合もあります。

該当と思われる人には申請書を送付しています。届いていない人は問い合わせてください。

申請期間

7月24日(月)～9月1日(金)

※郵送の場合は消印有効。



上記の申請期間を過ぎた場合でも、令和6年3月29日(金)（郵送の場合は令和6年3月31日消印有効）までに申請を受け付けた場合は、令和5年10月1日にさかのぼって資格が付きます。令和6年4月1日以降に受け付けた場合は、受付日からの資格となり、さかのぼることはできません。郵便事情などにより受け付けが遅れる場合もあるので、申請書は余裕をもって提出してください。

申請・問い合わせ先 子育て応援課 (☎43-7139)

妊産婦さんの思いやり 駐車場利用証の有効期限が延長になります！

◎思いやり駐車場とは？

障害のある人、難病の人、高齢者、妊産婦などで、歩行や車の乗り降りが困難な人に、公共施設や商業施設などに設けられた「思いやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

このたび、妊産婦の人の駐車場利用の安全性向上などのため、利用期間が見直されました。

◆改正前

妊娠7ヵ月～出産後1年6ヵ月まで

◆改正後（令和5年6月から）

妊娠7ヵ月～出産後2年まで

多胎児の場合は出産後3年まで

※現在交付されている利用証は、希望に応じて有効期限を延長することができます。既に返却している人は、期限までの利用証を再発行できます。延長などを希望する場合は、交付時と同様に申請手続きを行ってください。

手続きに必要なもの

▷交付申請書

▷母子健康手帳

※多胎児の場合はそれぞれの手帳。

▷持っている人は利用証

▷代理の人が手続きをする場合は、本人確認書類

問い合わせ先 福祉課 (☎43-7148)